

琉球大学学術リポジトリ

沖縄県における「特別学級」の歴史 [1] :
大正期文部省による「特別学級」に関する全国調査
を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-10-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸崎, 敬子, Tozaki, Noriko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2111

沖縄県における「特別学級」の歴史 [I]

—大正期文部省による「特別学級」に関する全国調査を中心に—

戸崎敬子

A Historical Study of Special Classes in Okinawa Prefecture [I] —Focusing on the Four National Surveys of Special Classes for Slow Learners and Children with Intellectual Disabilities Run by the Ministry of Education in Taisho Era

Noriko Tozaki

[Summary]

The purpose of the present study was to clarify the status of special classes in Okinawa Prefecture described in the reports of four national surveys of special classes, run by the Ministry of Education in Taisho Era. Those surveys were done by the School Health Department and the Social Education Department of the Ministry in the years 1923 to 1926. In the reports, we can find some information about special classes in Okinawa Prefecture in those days. The information includes not only the number of schools which had the special classes, the number of special classes and pupils in the classes, but also the details of the case of special classes in Asato Elementary School. This paper analyzed the description connected with Okinawa Prefecture in the four reports. The results were as follows: (1) There were some special classes in Okinawa Prefecture during the prescribed time, (2) the classes were organized based on the grades in main subjects of pupils, and (3) the average number of pupils per class was more than 50.

はじめに (問題の所在と本報告の課題)

沖縄県における障害児教育の歴史に関しては、次のようにいくつかの先行研究がある。

- ①沖縄県特殊教育史編集委員会 (1983) 『沖縄県特殊教育史』 沖縄県教育委員会。
- ②平田永哲、大城正大 (1976) 『戦後沖縄の精神薄弱教育の歩み』 私家本。
- ③中村哲雄 (1994) 第14章 障害児教育、沖縄心理学会編『沖縄の人と心』九州大学出版会。
- ④堀正嗣 (2004) 沖縄の障害児教育 (1) —沖縄の障害児教育の歩みと基本構造—、熊本学園大学附属社会福祉研究所『社会福祉研究所報』第32号。
- ⑤宮城政三郎 (1988) 『等しきを求めつづけて 障害児の教育権保障 その変遷と課題』 (自費

出版)。

これらは、戦後の沖縄県における障害児教育の成立・展開過程を論じているものが多い。①は視覚障害、聴覚障害児教育について、戦前の取り組みを含めて記述している。②は戦後における知的障害児教育の成立・展開過程を明らかにしようとしている。③は明治期において、沖縄県で障害児教育が振るわなかった要因について、「外部的要因」「内部的要因」の双方から論述している。④はその中村の指摘を踏まえて、戦前部分の論述を行っている。しかし、当該論文の主要課題は「現在の沖縄における統合教育の意味を考察する」¹⁾ ために戦後の沖縄の障害児教育の歩みを述べることに置かれている。⑤は全国的視野から戦前戦後の障害児の教育保障についてまとめたものであるが、後述するように、戦前の沖縄県についても一

部言及されている。

これら先行研究を見ると、沖縄県の障害児教育については、特に視覚障害児・聴覚障害児教育を除く他の障害児教育について、戦前・戦中の事実は殆ど明らかにされていないといえる。

次に、我が国における「特別学級」の史的研究という視点から沖縄県について見てみる。特別学級の史的研究については、戸崎による一連の研究がある⁹⁾。しかし、そこにおいて沖縄に言及されている部分は皆無と見てよく、わずかに、大正期に文部省によって実施された特別学級に関する4回の調査結果を元に作成した表「文部省調査報告書にみる道府県別『特別学級』設置状況」中に全国47道府県と南満州に関する特別学級数等の数値が記述されている¹⁰⁾。また、『特別学級史研究』の付録として、先行研究等によって筆者が把握している全国の特別学級の事例をいくつかの観点でまとめた表¹¹⁾が掲載されているが、その中に、沖縄県関連の唯一の特別学級として安里尋常高等小学校の事例が記載されている。

この安里尋常高等小学校の特別学級に関する事例報告は、後述するように、1923（大正12）年10月に文部大臣官房学校衛生課によって実施された「特別学級編制に関する調査」の報告書（『特別学級編制に関する調査』1924年7月発行）に掲載されている¹²⁾。この報告書に掲載された「沖縄県島尻郡安里尋常高等小学校」の事例報告は、上述文献⑥（宮城）に全文が紹介されている¹³⁾。その中で宮城は、上記『特別学級に関する調査』を元に、当該校においては1922（大正11）年4月より「優劣学級」を編制して教育実践をしたことを紹介し、次のように述べている。

「それ（当該調査報告書・引用者）によると、学年度末の学業成績を標準とし、主として国語算術の成績劣れるものを劣等学級に編制している。いわゆる精神薄弱児をも対象として編制したかどうかは不明であるが、教育訓練上注意せる諸点として、『特殊教育の施行上特殊児童を鑑別することは適切な教育を施す上に重大なる意義を有するものである』と記してあるところからみると、障害児も念頭にいた教育であったと思われる。」¹⁴⁾

また、当該「特別学級」の設立要因について、当該校が1916（大正5）年4月に沖縄女子師範学校代用附属小学校となったことから、「師範学校附属小学校に特別学級を設置することを奨励した『文部省訓令第六号』（明治四十年四月十七日）によるものであると考えられる」¹⁵⁾としている。

さらに、安里小学校の特別学級については『安里・安謝小学校創立80周年記念誌』（1991）に前記『特別学級編制に関する調査』の表紙と、報告の一部の写真相が掲載され、「特殊教育の始まり（大正13年）」という写真タイトルがつけられている¹⁶⁾。しかし、それに関する説明は無く、また本文においても一切言及されていない。

安里小学校の「特別学級」がなぜ成立し、どのような性格のものであったのかについて述べるには、当該報告書の事例記録の詳細な検討、および当時の当該校の実態や沖縄県の教育状況についての分析が必要である。

以上のように見てくると、安里尋常高等小学校の「特別学級」については、既に一部で紹介はされているが、その実践や実態についての検討は一切行われていないといえる。また大正期はこの報告書だけではなく、他の特別学級に関する調査報告にも沖縄県関連の事項を散見出来る。

本研究においては、大正期文部省で実施された4回にわたる「特別学級」に関する調査において、沖縄県における「特別学級」がどのように言及されているのかについて述べ、併せて、それらの学級がどのような性格のものであったのか検討したい。

1. 大正末期における文部省による「特別学級」調査

我が国の「特別学級」に関する歴史を見ると、1920年代は戦前において、成績不良児や「精神薄弱児」等の特別学級が最も普及した時期として特徴付けられる。こうした学級増加の要因として、戸崎は、この時期に次のような新しい条件が台頭したことを指摘している¹⁷⁾。

①6年制義務教育の完成により、1920年ごろから、教育行政の主要課題が、教育の実質（内容）

Table 1: 文部省調査報告書による道府県別「特別学級」設置状況

府県名	報告書①(1923年10月調査)				報告書②(1925年末調査)				報告書③(1925年末調査)				報告書④(1926年3~4月調査)			
	学校	学級	人数	平均	学校	学級	人数	平均	学校	学級	人数	平均	学校	学級	人数	平均
北海道	4	17	729	43	2	5	225	45	1	1	10	10	2	0	85	28
青森県	2	7	409	58	2	7	393	56	2	7	42	42	0	0	0	0
岩手県	1	5	207	41	2	6	254	43	?	?	7	7	6	6	273	23
宮城県	1	4	194	49	2	7	279	39	3	13	281	22	8	8	581	45
秋田県	1	1	16	16	7	19	669	35	-	-	-	-	8	8	237	30
山形県	1	1	9	9	1	1	17	17	1	1	16	16	4	4	7	7
福島県	1	1	156	31	1	5	52	52	2	2	185	31	4	4	994	43
茨城県	1	5	答	答	1	12	379	31	-	-	-	-	2	23	5	36
栃木県	1	2	114	57	3	3	131	44	1	4	147	37	1	5	279	36
群馬県	1	1	48	48	3	3	131	44	1	4	147	37	1	4	147	36
埼玉県	1	16	751	47	7	7	316	45	3	3	115	38	0	0	113	38
千葉県	29	32	829	26	7	21	1,031	49	1	1	-	-	1	1	0	0
東京都	3	4	324	46	6	8	389	49	23	25	503	20	32	64	1,400	22
神奈川県	7	7	258	65	0	0	0	0	3	3	251	35	3	3	245	35
新潟県	6	18	720	43	6	0	402	50	3	8	307	25	3	10	341	34
石川県	1	3	62	21	0	0	0	0	-	-	-	-	1	1	10	10
福井県	1	3	146	49	5	10	33	33	2	2	32	16	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	24	?	253	18	1	1	25	25	0	0	0	14
長野県	4	6	233	39	0	0	0	0	2	2	32	16	0	0	0	18
山梨県	4	8	337	42	5	7	169	24	2	2	5	24	2	2	24	30
静岡県	5	9	368	41	12	23	1,092	48	2	4	141	102	4	4	237	30
愛知県	2	8	342	43	3	5	342	43	10	10	354	36	8	8	468	33
三重県	2	3	85	28	3	5	185	37	1	1	35	35	8	8	41	14
京都府	6	?	?	?	2	8	84	28	1	2	30	30	1	1	19	19
大阪府	9	22	998	40	2	3	84	28	2	2	64	32	2	2	68	34
兵庫県	2	8	644	28	5	5	66	18	5	5	246	13	7	12	418	35
徳島県	20	25	1,288	40	15	32	1,288	40	12	14	246	18	12	19	268	14
香川県	4	6	1,031	32	20	32	1,031	32	16	18	371	21	3	3	587	65
愛媛県	9	10	212	35	3	6	212	35	1	1	34	34	2	2	92	46
高松県	2	2	335	42	10	21	899	43	5	5	16	28	7	7	25	35
岡山県	2	2	96	32	2	3	96	32	-	-	44	22	0	0	0	0
広島県	14	25	856	34	15	32	1,061	33	2	2	36	32	1	1	14	14
山口県	10	28	1,267	45	8	34	1,261	53	16	17	488	28	16	16	1,024	33
島根県	3	9	516	57	5	13	386	35	7	7	17	23	2	2	1,525	53
岡山県	3	10	488	45	8	3	134	44	-	-	28	28	0	0	180	60
広島県	5	11	414	38	2	0	0	0	1	1	28	28	0	0	0	0
山口県	1	9	331	37	5	10	348	35	-	-	184	37	2	2	201	34
徳島県	5	1	27	27	1	未	未	未	1	5	184	37	2	2	201	34
高松県	1	8	394	49	12	20	750	39	-	-	269	39	0	0	0	0
愛媛県	4	8	693	43	4	17	676	40	3	7	269	39	4	4	9	22
高松県	4	16	794	38	4	17	676	40	1	2	60	30	4	4	8	304
岡山県	8	21	1,190	44	9	33	1,190	44	3	7	218	31	2	2	188	31
広島県	1	1	19	19	1	1	23	23	1	1	21	21	1	1	21	21
山口県	0	0	0	0	1	1	23	23	-	-	-	-	0	0	0	0
徳島県	3	3	133	45	4	6	284	42	-	-	-	-	0	0	0	0
高松県	7	11	465	42	7	11	465	42	-	-	-	-	1	1	33	33
岡山県	3	8	417	52	4	28	1,610	58	-	-	-	-	8	17	913	54
福岡県	190	383	16,271	43	235	463	18,654	40	138	232	6,298	27	175	363	13,394	37

出典：戸崎敦子(2000) 新特別学級史研究、多賀出版、74-75頁

- の向上へと向けられるようになってきたこと。
- ②日本資本主義の発展と関連しながら、特に第一次世界大戦後、「能力」の効率的養成や配置への期待が増大したこと。
- ③児童の個性を尊重する「新教育」の思想と実践が具体的に発展したこと。
- ④知能検査の標準化と実践への適応が進められていったこと。

このような条件を背景としながら、特別学級は全国的な増加を見せる。そして、こうした増加傾向に直接的影響を与えたのは社会教育行政と学校衛生行政の双方から行われた、文部省の一連の特殊教育政策である。大正期の「特殊教育」や「精神薄弱児」の教育政策は、社会教育行政、学校衛生行政の双方に位置づけられ、それぞれの立場から一連の施策が実施された¹¹⁾。これらの諸施策の一環として行われたのが、大正期末期における4回の特別学級に関する実態調査である。

これらの調査は、文部省の社会教育課と学校衛生課の2課により、ほぼ同時期に別々に行われている。そして調査結果は、次の文献により知ることができる。

- ①文部省文部大臣官房学校衛生課『特別学級編制に関する調査』1923（大正12）年10月調査、1924（大正13）年7月発行。
- ②同省普通学務局『全国特殊教育状況』（社会教育叢書第8輯）1923（大正12）年中調査、1924（大正13）年11月発行。
- ③同省普通学務局『全国特殊教育状況』1925（大正14）年末調査、1927（昭和2）年1月発行。
- ④同省文部大臣官房学校衛生課「特別学級編制に関する調査」『学校衛生』第7巻第6号、1927年6月。1926（大正15）年3・4月調査。

以上のように、大正末期の短期間の間に、二つの課が別々に4回にわたる調査を行なっていることは特筆される。これらの調査結果については、すでに詳細な分析がおこなわれている¹²⁾。これらの調査結果を元に、記載されている特別学級の数等について各道府県および南満州についてまとめたのが、Table 1である。この表によって分かるように、これらの調査は約3年の間に行われたものであるにもかかわらず、数値においてかなり異なった様相を呈し

ている。調査における、あるいは、実態における特別学級の規定や概念の曖昧さを示しているといえる。以下、当該調査について、沖縄県に関わる状況がどのように記述されているか見てみたい。

2. 調査にあらわれた沖縄の「特別学級」の概要

①『特別学級編制に関する調査』 文部大臣官房学校衛生課（大正13年7月発行）

本調査報告書は、「大正十二年十月十八日学校衛生課長より各地方長官宛特別学級（名称の如何に拘わらず比較的劣等児を收容せる学級）編制に関して左の照会を発しその報告に基きて編纂せるものなり」とされ、調査事項は以下のものであった¹³⁾。

- 一、学校名
- 二、特別学級編制の沿革概要
- 三、特別学級現在の状況
 - 1、当該学級に收容せる児童の選定法
 - 2、当該学級の編制法
 - イ、学級数
 - ロ、性別学年別人員
 - 3、学級担任教員数
 - イ、資格
 - ロ、経験、趣味等
- 四、特別学級施設の効果概要
- 五、将来の計画
- 六、其他参考となるべき事項

ここでは「特別学級」について厳密な規定は無く、「比較的劣等児を收容せる学級」とされているだけである。すなわち学業成績不良児の教育を意図した学級という程度であろうと考えられる。当該報告書の第一編には「全国に於ける特別学級編制の概況」が掲げられ、沖縄に関してTable 2に示す数値が記載されている¹⁴⁾。

Table 2：特別学級編制の概況

	編制校数	特別学級数	児童数：男	児童数：女	児童数：計
沖縄県	3	8	219	198	417
全国	190	383	8,052	8,219	16,271

これによると、調査当時沖縄県では、3校に8学級の「特別学級」が開設され、総計417人の児童が在籍していた。したがって、1学級平均52人の児童が在籍していることになる。52人という数値は1学級平均児童数の多さにおいて全国6番目である。

報告書には、「特別学級編制に関して参考となるべき資料と思はるゝ回答二三を掲げて実施に便せんとす」¹⁹⁾との意図から、全国にわたり11校の特別学級の事例が「第二編 特別学級編制学校の状況」として掲載されている。そこに報告された学校は次のとおりである。

- 1、北海道札幌師範学校附属小学校補助学級
- 2、東京市日本橋区市立常盤尋常小学校
- 3、東京市佃島尋常小学校
- 4、東京市林町尋常小学校
- 5、東京市育英尋常小学校
- 6、東京市臨海尋常小学校
- 7、茨城県新治郡土浦尋常高等小学校
- 8、奈良県添上郡治道尋常高等小学校
- 9、広島市尾長尋常高等小学校
- 10、愛媛県伊予郡松前尋常小学校
- 11、沖縄県島尻郡安里尋常高等小学校

全国190校の中から、これらの学校の特別学級事例が選ばれた理由については不明である。11校のうち、東京市の学校の事例が5校を占め、他は、北海道、関東、近畿、中国、四国、九州・沖縄各地方から1校ずつとなっている。沖縄県の1校（沖縄県島尻郡安里尋常高等小学校）が11校のうちに入っていることが特筆される。この安里尋常高等小学校の事例については後に検討する。

②『全国特殊教育状況』 文部省普通学務局 (1924年11月発行)

この報告書は、「大正十二年申」に文部省普通学務局によって「全国各府県に照会して」行われた調査で、実際は社会教育調査囑託 青木誠四郎がその任に当たっている¹⁹⁾。

「特殊学級施設学校数、学級数、及生徒数」として、「劣等児童もしくは低能児童のため特殊の学級を設置して、これが教授をなしつつある」学校数、学級数等が、全国道府県ごとに記載されて

Table3：特殊学級施設学校数、学級数、児童数等

	校数	学級数	生徒数	1学級最少	1学級最多	平均
沖縄県	4	28	1,610	40	71	58
全国	235	463*	18,654*	9	78	40.3

注：*「外二不明一県」と付記されている。

いる¹⁷⁾。全国と沖縄県に関する数値はTable3のとおりである。

沖縄県は1学級平均児童数の多さにおいて、全国一位である。また報告書①と比較すると、学校数は1、学級数は20の増加を示している。

当該報告には末尾に「附録 特殊教育施設をなす学校（特殊教育施設ト認ムベカラザルモノモ、コレニ工夫シツ、アル学校ト云フ意味ニテコ、ニ入レタ）」が付けられ、全国の学校名が掲載されている¹⁸⁾。沖縄県として、以下の4小学校名が記録されている。これら4校は上述の学校数4と一致する。その学校名は以下のとおりである。

- ・島尻郡安里尋常高等小学校（現那覇市立安謝小学校）
- ・宮古郡佐良濱尋常高等小学校（現伊良部町立佐良浜小学校）
- ・国頭郡羽地尋常高等小学校（現名護市立羽地小学校）
- ・国頭郡謝花尋常高等小学校（現本部町立謝花小学校）

これらの学校に、28学級の「劣等児童もしくは低能児童のため」の「特殊の学級」が置かれていたということになる。1学校平均7学級ということになり、「特別学級」というよりも、成績の優劣による学級編制をしていたのではないかと推測される。報告書①②に共通して学校名が明記されているのは、安里尋常高等小学校である。

調査の担当を担った青木の見解と思われるが、報告書では次のような状況認識がされている。「この統計の結果によって見ると、特殊教育施設は一般に広く行はれ」と捉えられるが、「今単にこれをかゝる統計結果より見るも指摘することのできる欠点が存在してゐる」¹⁹⁾とし、以下のような問題を指摘している

「即ち、かかる特殊の教育施設に於ける一学級の人員は、その最多二〇名を以て限度とし、こ

れ以上に出るときは、効果をあげる事ができないと云ふ理論に照してこれを見れば、右の統計表にあらはれたる一学級児童数の最少二〇以下のものは十一県に過ぎない。他はいづれもこれ以上で、中には一学級最少の人員四〇或は四一（福島は五二）を数ふるものがある。もしそれ、一学級最多児童数に至っては、最少三三（熊本の二三、山形の一七を除けば）であって、最多に至っては、七八を数ふるものがあるのである。児童数は四〇以上であって、普通学級にあつてさへも充分なる教授の効果をあげる事のできないと云はれる今日、かゝる編成は甚だしき誤と云はなくてはならないのであって、其の結果特殊教育施設の目的を十分に達することのできないのは推察するに難くない。」²⁴⁹

このような点から見ると、沖縄県におけるこれらの事例は、青木のいう「甚だしき誤」の範疇に入る事例であった。

③『全国特殊教育状況』 文部省普通学務局（1927年1月発行）

この調査は、②と同様に文部省普通学務局によって行われたものである。1925（大正14）年末各府県報告にもとづくもので、「我邦に於ける劣等児低能児のための特設学級に関する状況を調査したもの」²⁵⁰である。そこには、「各府県の回答に拠つて劣等児童もしくは低能児童のために特設したる学級を有する学校数、学級数及その一学級人員を示せば次の如くである」²⁵¹とし、道府県ごとの数値が記載されているが、沖縄県に関する記述は見られない。全国の数値は次のとおりである。

- ・学校数138
- ・学級数232
- ・生徒総数6,298（一学級最少4、一学級最多56、平均27.0）

そして「この種特設学級を見ざるものは千葉、栃木、長野、秋田、石川、富山、鳥取、山口、香川、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の十四県」²⁵²とされ、沖縄県は「この種特設学級を見ざる」14県の一つとされている。

上記の学校数等の数値は、前回の同調査と比較

して減少が著しい。それについて本報告では、まず、一学級人数の如何が重要であるとして次のように述べている。

「併し乍らこれ等学級数は中には尚報告洩れのものもあるべく、また中には特設の教育としてあまりに人員の過多に陥つてゐるものもあるから、これを以て特設教育の全般を詳細に視ふには足りない。われわれはよろしくその内容について見なくてはならぬであらう。かゝる意味に於て重要な意味を有つてゐるものは一学級の人員についての観察である。蓋しこの人員はすでに述べたやうに特殊教育の性質上の考慮の第一歩を示すものであるからである。」²⁵³

さらに、前回（「大正十二年中照会したる」調査）に比べて「特設学級」が減少していることについて次のような評価を行っている。

「さればこれからのみ見れば特殊教育はやゝ衰へたるが如く考へられる。併しこれ等の報告は尚不完全なものがあつて、学校数あるひは学級数のみより單純にその傾向を決することはできない。むしろその趨勢は一学級人員の少数なる学級の数の増減に見るに如くはない。」²⁵⁴

こうした観点から、「四〇以上の最多人員を有する」県が前回34県、今回が13県、また「最少人員三〇未満のもの」は前回24県、今回13県、「二〇以下」が前回15県、今回17県という変化は重要な意味を持つとして、以下のように述べている。

「されば、全体としてこれを数量的に学校数、学級数のみの変化に就て見れば、特殊教育は衰勢を伝ふるものゝ如くであるけれども、これを一步深き観察に歩み入れば、そこには返つて堅実なる斯教育の発展を覗ふことができるかと思はれ、こゝに当局としては一層この種教育の普及思想の徹底とに志をたてなくてはならぬと共に現存するものゝ発達に対して十分の助力協同を怠るべきでないと思ふ。」²⁵⁵

このように見ると、沖縄県が前回の調査後わずかな間に「この種特設学級を見ざるもの」として現れている要因をある程度推測できる。要するに、

それらの事例が「特設学級」として評価しうるかどうかについて、学校関係者あるいは県関係者に一定の判断があったのではないだろうか。前回の同種調査で、「甚だしき誤」と評されるような学級人数を抱えた学級について、時をおかずに再び行われた普通学務局による同種の調査に対して、「劣等児低能児のための特設学級」として位置づけ回答することへの、学校関係者あるいは県関係者の躊躇があったのではないかと考えられるのである。

④「特別学級編制に関する調査」(『学校衛生』第7巻第6号掲載、1927年6月)

これは、文部省学校衛生課により1926(大正15)年3月に行われた調査結果の報告である。ここでは、「近時精神薄弱児童の問題は社会問題として、将又教育問題として世の注目を引くに至り之が対策として特別学校又は特別学級の施設が現れて来たのである。」²⁷⁾とし、さらに「大正十年頃に至ってこの問題が大いに教育者、医学者間の問題となり、従って各地に特別学級が設けらるゝに至った。」²⁸⁾と述べられている。

当該調査報告には、全国の「特別学級」の状況が「特別学級施設学校数、学級数、児童数及担任教員数」として道府県ごとに記載されている²⁹⁾。

Table4：特別学級の学校数、学級数等

	学校数	学級数	児童数(男、女)	担任教員数
沖縄県	8	17	918(491、422)	19
全国	175	363	13,394(7,042、6,352)	382

Table4は、沖縄県と全国の数値をまとめたものである。

これによると、沖縄県においては、これまでの調査の中で最も多い学校数である8校に特別学級が存在している。一学級平均児童数は、沖縄54人、全国37人となり、沖縄県は①、②の調査報告と同様に50人以上を示している。そしてこれは全国で4番目に多い一学級平均在籍者数となっている。

当該報告書によると、「特別学級施設の無い所」は、「千葉、長野、青森、石川、鳥取、徳島、香川、高知、大分、宮崎の十県」であり、これについては、「当課大正十三年に於ける調査によれば長野、大分の二県を除きては、全国の府県は何れ

も特別学級を有してゐたのであったが、今回の調査に於て一学級の施設をも見ない地方十県を数ふるは如何なる事情に依るものか不明なるも甚だ遺憾とする所である。」³⁰⁾と特別学級の開設校が減少したことを問題として指摘している。しかし、ここにおける数値は、学校衛生課による前回の調査(報告書①)に比較すると、確かに校数、学級数ともに減少しているが、ほぼ一年前に行われた社会教育課による調査(報告書③)と比較すると、学校数で約27%、学級数で約56%の増を示している。これらのことは、明らかに「特別学級」の捉え方の曖昧さを示していると言えるであろう。それは、沖縄県の数値の現れ方においても頷けることである。

またこの報告書には、「精神薄弱」という用語が使われている。それについては「学校に於て取扱ふべき精神薄弱者は普通所謂劣等児及び低能児と称するもので、前者のためには促進学級、後者のためには補助学級が設けられてゐる。本調査に謂ふ特別学級とは以上二者を含む」³¹⁾とし、「劣等児」と「低能児」の双方を含むものとして捉えられている。「劣等児」「低能児」の双方を調査対象としているという点では調査報告書②③と同様であるが、本報告においては、「精神薄弱者」、「真性の精神薄弱者」あるいは「仮性の精神薄弱者」等の用語が使われていること³²⁾、また「特別学級」を「促進学級」と「補助学級」に類型化していることが注目される。

3. 安里尋常高等小学校の事例の検討

報告書①における沖縄県島尻郡安里尋常高等小学校(現那覇市立安謝小学校)に関する記載事項を紹介し、当該「特別学級」事例の検討を行う。該当記載部分は、沖縄県の回答によるものであるが、その元になっているものは、安里尋常高等小学校からの回答によるものと考えられる。以下記載事項に沿って検討する。

1) 学級開設の意図と開設時期

まず、「特別学級編制の沿革概要」において、次のように学級開設の意図が述べられている。

「児童が自ら教育し得る能力を陶冶することが

現代の学校教育に於て先づ第一に要求せらるる点である。(。)各個性を異にした児童に対して同様の教育法を用ふるの暴なることは何人も知るにあまりに明白なる事実である。然し従来は所謂優等児劣等児を数十人混淆して学級を編制してゐたので勢一斉教授画一教授の域を脱する事が出来なかつた、さればとて学級の児童数を整理する事も当校の事情として難事である、(中略)能力を標準として優劣学級に分けたならば少したりとも各個性に対する教育を施すことが出来るであらうと思つて大正十一年四月始めて優劣学級(男女合併)に編制した³⁴⁾

これによつて、児童「自ら教育し得る能力」を養うため、「個性」に応じた教育が必要であり、「当校の事情」を考慮し、大正11(1922)年4月に「優劣」に分けた学級編制法を開始したことが理解できる。こうした学級開設の理由には、大正新教育運動における自学主義や、児童の個性尊重の教育思想が窺える。当時の島尻郡の教育に、新教育的思想がどのような影響を与えていたのか、さらに検討する必要がある³⁴⁾。

2) 調査時点での特別学級編制状況

まず、「大正十一年四月一日優劣学級編制時」の「当該学級に収容せる児童の選定法」は次のとおりであった。

「大正十年末の学業成績を標準とし主として国語算術の成績劣れるものを劣等学級に編制した、(中略)国語算術の成績はすべての教科(学)習の基礎であるから主として該教科の成績を標準として児童を選定した。(。)

同一学年の優劣児童数は大体優学級を六、劣学級を四の割合にした(中略)劣等児の救済が

困難である従つて個性的教育を多くするために劣学級の児童数は比較的少くしたのである³⁵⁾

すなわち、「国語算術の成績」をもとに、「優学級」と「劣学級」の児童数を6:4の割合で分け、それぞれの学級を編成している。したがつて、当該特別学級は、成績が相対的に劣る、4割程度の児童から構成された学級であつたことが理解できる。

さらに、調査時点(大正12年10月)における学級編制は、Table5のとおりである。これにより、調査当時、2学年から5学年まで、計4学級の「特別学級」が存在していたことが理解できる。また、「特別学級」とはいえ、児童数は41-54人にわたっている(平均46人)が、この1学級児童数は、沖縄県の特設特別学級数8学級の平均児童数52人に比較すると少なめと言える。

3) 児童の実態

次いで、「教育訓練上注意せる諸点」について言及している。そこではまず、「特殊教育の施行上特殊児童を鑑別することは適切な教育を施す上に重大なる意義を有するものである」として「劣等児の鑑別」を挙げ、次の諸点が列挙されている³⁶⁾。

(a) 劣等児の身体

- 1、手先の運動に障碍あり 錠前の孔に鍵を入れること、洋服の釦をはめること、帯を結ぶこと、折紙をすること、鋏を使うこと等不器用
- 2、頭部に異常あり 健康児の平均頭囲より小、不恰好のもの多し
- 3、疲労し易い

- 4、運動障碍より来るもの爪をかみ鼻をいじり其の他表情に異常あり

5、遺尿多し

(b) 劣等児の心理

- 1、感覚遲鈍なり 紙の表裏を区別すること困難を感ず 左右上下等分すること困難
- 2、注意散漫なり

Table5: 当該学級の編制法及担任教員数、資格、経歴、趣味等

学 年	在籍児童数			職氏名	経 験
	男	女	計		
尋常科第二学年	(27)	(17)	(44)	訓導(氏名略)	大正12年4月より担任
第三学年	21	25	46	同上	大正11年4月より担任、持上り
第四学年	33	21	54*	同上	同上
第五学年	22	19	41	同上	同上
計 四 学 級	103	82	185	訓導 4人	

注: ①尋常科1年は「優劣を定むるに困難」尋常科6年は一学級編制、とある。
②*同報告では56とあるが、54の誤りと考えられる。

- 3、記憶力鈍なり
 - 4、観念連合遅鈍なり
 - 5、批評力判断力乏し
 - 6、感情力意志薄弱なり
- (c) 劣等児の言語の障碍
- 1、失語症 2、言語失格 3、低声
- (d) 劣等児の性格
- 1、懶惰性 2、突発性 3、悖徳性
- (e) 劣等児の知識態度
- 1、質問に対しての返答に長時間を要するか或は其の質問を繰り返す
 - 2、質問貧弱なり
 - 3、知識習得法は機械的にして論理的でない
 - 4、談話文章の大意を把握すること拙である
 - 5、質問少ない
 - 6、教の観念不確実である

以上のように、劣等児であるかどうかを判断するという意味での「鑑別」というよりも、特別学級在籍児童に見られる特徴を列挙したというのが妥当である。したがって、ここから、どのような児童が入級していたのかをある程度推測することは出来る。しかし児童を入級する方法は、上述のように学科成績であり、知的障害という点が認識されていたとは言い難い。しかし、結果として、知的に軽度の障害のある者が入級していたことは考えられる。

4) 指導の原則と教授・訓練上の留意点

「劣等児指導眼目」として、以下の2点が挙げられている。

- 「1、寧に頭の人たるよりも手の人たらしめよ（教科一般に対しては其の基礎的なものに止め寧ろ頭の人たるよりも手の人として自活し得べき人たらしめたし）
- 2、個人能力を標準として其の長所を伸長せしむ（何かに優秀なる萌芽を認たならば特に注意してその進化を図ることにつとめてゐる）」（内は要点のみ）³⁷⁾

「教授上特に注意せる点」としては「1、なるべく個別的に取扱ふこと 2、直観的に授くるこ

と 3、技能教科により筋肉練習を多からしむる事 4、注意の緊張弛緩を洞察して教授の好機を逸せぬ事 5、反復練習を重んずること 6、程度に適したる問題を課しつとめて児童を活動せしむること各教科の深さは優学級と異にしてよい 7、賛辞を惜まないこと 8、予習復習を励行すること」³⁸⁾が強調された。

以上のように、「頭の人たるよりも手の人」を目指すこと、教授においては、個別的取り扱い、直観的教授、技能教科重視、反復練習の強調等が特徴的である。

さらに「訓練上」として、「1、圧制と気儘とを排して自由を尊ばしむ 2、心身の異常欠陥に同情すること 3、児童性情の発達方向を洞察善導すること 4、個人訓練より団体的訓練に及ぼすこと」等9項目の注意点が列挙されている³⁹⁾。

5) 特別学級の効果

「特別学級施設の効果の概要」として、以下の諸点が挙げられ、当該「特別学級」の教育によって、子どもたちの教育効果が上がっていることが述べられている。

- 「1、従来退嬰の無自覚的であった児童が漸次向上的進歩的自覚的となって自己教育に目覚めて漸次教師に親しんでくるもの大分多くなった
 - 2、学業成績も向上してゐる（算術の成績が表になっている・省略）
 - 3、前年度劣学級であった児童が本年四月始めに優学級に編入したのもある
- 尋三の劣学級より優学級へ 四人（昨年の二年）
 尋四の劣学級より優学級へ 六人
 尋五の劣学級より優学級へ 0人」⁴⁰⁾

これによると、当該学級は、児童の自覚的な向上心を育て、教師への親しみを増すなどの訓育的側面において良好な状況を生み出しているとともに、学業成績においてもその向上が見られたことが強調されている。一般に、こうした「劣等児」学級の経営においてしばしば問題となる、児童の間に見られる劣等感や差別意識等の問題には言及されていない。こうした問題が全く存在しなかったのか、存在しないとすれば、どのような配慮を行ったことによってそうなったのか興味のあると

ころであるが、この記録から読み取ることが出来ない。しかし、相対的に少人数学級で、教師が児童の学力、個性や性格、身体状況等を配慮した教育を行うことによって、こうした教育効果が見られたという点においては理解できる。

6) 将来の計画

調査当時、安里尋常高等小学校では特別学級の「将来の計画」として以下の諸点を掲げている。これらは、特別学級の教育をより充実させるために必要な課題として、特別学級関係者が認識していた諸事項として捉えることができよう。

- 「1、家庭と協力して身体上の疾患殊に鼻耳皮膚病の治療につとむると共に身体の鍛錬に留意し耐久力を養成すること
- 2、精神検査をしたい
- 3、もっともとのびのびした児童にしたいとして尚自己教育に目覚ます様に指導すること
- 4、設備の方面に於て学習参考資料を多く与へたい」⁴¹⁾

当時、児童に耳鼻科疾患と皮膚病が多かったこと、そして教師たちがそれらの治療を家庭と協力してすすめることが重要であると認識していたことが理解できる。また、精神検査（知能検査）の必要性が認識されていたことが特筆される。我が国では1920年代に知能検査の標準化や実際の教育場面での使用が進められていくが、この時期少

Table6：調査報告書にみる「特別学級」数等－沖縄

	報告書①	報告書②	報告書③	報告書④
学校数	3校	4校	設置なし	8校
学級数	8学級	28学級	設置なし	17学級
児童数	417人	1,610人	設置なし	613人
1学級平均	52人	58人	設置なし	54人

Table7：調査報告書にみる「特別学級」数等－全国

	報告書①	報告書②	報告書③	報告書④
学校数	190校	235校	138校	175校
学級数	383学級	235学級	232学級	175学級
児童数	16,271人	18,654人	6,298人	13,394人
1学級平均	43人	40人	27人	37人

備考：報告書③には南満州として、3学校、3学級、60人を含む。

なくとも、そうした検査が当該校の特別学級関係者に認識されていたことは明白である。

まとめ

以上、大正末期に文部省によって実施された「特別学級」に関する調査報告書について検討してきた。沖縄県について4回の調査報告書における「特別学級」の推移をまとめると、Table6のようになる。また参考のため、全国の合計数の推移を上げておく（Table7）。

これらの報告書の検討から、1920年代の沖縄県の「特別学級」について、以下の点が明らかになった。

- 1、4回にわたる調査から、沖縄県においては、少なくとも調査当時、「特別学級」や「特殊教育」施設として認識されるような学級がほぼ調査期間を通して存在していたことが確認できた。このような学級がいつまで続いたのか不明である。今後、少なくとも報告書①②に明記された各学校について、実地調査を含めた事例的研究が進められる必要がある。
- 2、報告書③の調査（社会教育課による）について、結果として、「特設学級」を持たない県として扱われているが、ほぼ同時期に実施された報告書④（学校衛生課による）の調査においては「特別学級」の存在が確認されている。従って報告書③の結果は、当該調査について、県の関係者が全く報告をしなかったか、または、報告書③の基準にあう学級は存在しないと考え、開設なしという報告をしたかどちらかであろう。調査を実施した文部省の担当課が違うことから、沖縄県において回答をした担当部署が異なることも考えられ、そうした担当部署の当該学級についての評価が影響している可能性もある。いずれにしても、なぜこの回だけ設置なしとしたのかその明確な理由は不明である。
- 3、調査当時沖縄県に見られた「特別学級」は、概ね、学業成績の優劣に基づいた学級編制で、相対的に成績が不良な児童（「劣等児」）によって編成された学級として捉えられる。一学級平均児童数は52～58人、事例によっては最少40人から最大71人の児童数となっている。複数学級編成が可能な学校で、劣等児問題が大きな

教育問題として認識されていたこと。そのような条件を持った学校が、「個性尊重」という時代的思潮の影響を受けながら、少しでも教育効果を上げるために取り組んだ学級編制であり、実践であったと捉えられよう。したがって、これら学級の実践を以て、知的障害児の教育と捉えることができないことは明白である。しかし、これら「劣等児」の中には知的発達に遅れを持った児童が存在していたであろう事は十分推測できる。

4. 安里尋常高等小学校の報告から、教師たちは、児童の状況について、さらに精神検査（知能検査）によって捉える必要があると認識していたことがわかる。したがって、当時少なくとも、精神検査についての情報を教師たちが持っていたことは事実である。そして、実際に知能検査が沖縄県においてどのように教育現場に浸透して行ったのかについては、今後解明すべき課題である¹²⁾。

注

- 1) 堀正嗣 (2004) 沖縄の障害児教育 (1) - 沖縄の障害児教育の歩みと基本構造 - 『社会福祉研究所報』第32号、279頁。
- 2) 戸崎敬子 (1993) 『特別学級史研究』多賀出版。同 (2000) 『新特別学級史研究』多賀出版。
- 3) 同上書 (2000) 74-75頁。
- 4) 前掲『特別学級史研究』216-261頁。
- 5) 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 『特別学級に関する調査』100-107頁。
- 6) 宮城政三郎 (1988) 『等しきを求めつづけて 障害児の教育権保障 その変遷と課題』自費出版、96-103頁。
- 7) 同上、94-95頁。
- 8) 同上、95頁。
- 9) 記念誌発行部 (1991) 『安里・安謝小学校創立80周年記念誌』80周年記念事業期成会、221頁。
- 10) 前掲『新特別学級史研究』64-65頁。
- 11) 同上、67-80頁。
- 12) 清水寛、戸崎敬子 (1985) 第二次大戦前における「特別学級」の実態 [1] - 先行関連研究の整理と文部省の大正期における調査報告の検討 『埼玉大学紀要 教育科学』第34巻、44-65頁。
- 13) 文部大臣官房学校衛生課 (1924) 『特別学級に関する調査』凡例1-2頁。
- 14) 同上、1-4頁。
- 15) 同上、凡例2頁。
- 16) 文部省普通学務局 (1924) 『全国特殊教育状況』(社会教育叢書第八輯) 凡例。
- 17) 同上、1-3頁。
- 18) 同上、69-74頁。
- 19) 同上、3頁。
- 20) 同上、3-4頁。
- 21) 文部省普通学務局 (1927) 『全国特殊教育状況』(社会教育叢書第十五輯) 凡例。
- 22) 同上、2頁。
- 23) 同上、5頁。
- 24) 同上、5頁。
- 25) 同上、6頁。
- 26) 同上、7頁。
- 27) 文部大臣官房学校衛生課 (1927) 特別学級編制に関する調査『学校衛生』第7巻第6号、40頁。
- 28) 同上、40-41頁。
- 29) 同上、41-43頁。
- 30) 同上、44頁。
- 31) 同上。
- 32) 同上。
- 33) 前掲 (1924) 『特別学級に関する調査』100-101頁。
- 34) 例えば、「島尻郡教育部会沿革」(1927)によると、1926 (大正15) 年度の夏期講習会が千葉師範学校主事 中島義一による「自由教育と最近の教育思潮」の題目で三日間行われている (『沖縄教育』第249号)
- 35) 前掲 (1924) 『特別学級に関する調査』101頁。
- 36) 同上、102-104頁。
- 37) 同上、104-105頁。
- 38) 同上、105頁。
- 39) 同上、105-106頁。
- 40) 同上、106-107頁。
- 41) 同上、107頁。
- 42) 例えば、男子師範校 喜納政敦 (1931) 智能と学業と環境『沖縄教育』第192号、24-31頁。これによると「当附属校でも昭和三年に智能学業に関する

調査を行ひ、其の結果を発表してゐる」という(24
頁)。